

# 岡山県道路通行規制実施要領

## 第1 目的

この要領は、岡山県が管理する道路の通行が危険であると認められる場合における、道路の通行規制に関する事項を定めることによって、道路通行規制の有効かつ適正な実施を図り、もって道路交通の円滑化に資することを目的とする。

## 第2 規制の時期及び種類

### 1. 規制の実施時期

県民局長は、次に掲げる場合においては、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。なお、通行規制の判断については、適宜、現地確認を行うこととする。

- (1) 道路上の異常（路肩崩壊、落石、穴ぼこ、倒木等）、異常気象（濃霧、豪雨、積雪、路面の凍結等）により、通行が危険であると認められる場合。
- (2) 交通事故等のため、通行に支障をきたす恐れがあると認められる場合。
- (3) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。

### 2. 規制の種類

全面通行禁止、車両通行禁止、自動車通行禁止（二輪車を除く）、自動車通行禁止（大型車以外）、自動車通行禁止（普通車以上）、片側通行禁止。

## 第3 警察との調整

県民局長は、前記第2により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、所轄警察署長の意見をきかなければならない。

ただし、緊急を要するためやむを得ない場合においては、事後において理由及び内容を通知しなければならない。規制の解除の場合も所轄警察署長へ通報しなければならない。

## 第4 規制標識の設置

県民局長は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。

## 第5 異常気象時における道路の通行規制

### 1. 異常気象時における道路の通行規制

道路整備課長は、道路災害を防止するため、道路災害の発生が予測される箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間として毎年度県民局長の意見を聞いたうえで指定するものとする。落石や崩土等による事故を未然に防止するため、「岡山県道路通行規制実施要領」に基づき事前通行規制の措置を適切に実施するものとする。

※ 令和5年度の通行規制区間の指定は別紙のとおり。（資料1）

### 2. 規制基準の作成

県民局長は、規制区間ごとに道路の構造及びその周辺の状況（地形、地質、過去の被害状況等）並びに気象状況を考慮し、規制基準を定めなければならない。

### 3. 道路情報モニターの設置

県民局長は、道路情報モニターを置くことができる。

道路情報モニター（以下モニターという。）は、雨量観測モニター及び標識取扱モニター

とする。ただし、兼ねることもできる。

#### (1) モニターの業務

モニターは、県（知事）の管理する道路に関する次の用務を行うものとする。

##### a 雨量モニター

###### イ 雨量観測

雨量観測モニターの行う雨量観測は、連続雨量と時間雨量を観測するものとし、それぞれ別に定められた基準に達した時又は予想される時は、速やかに県民局長に通報するものとする。

※令和5年度の箇所別規制基準は別表のとおり。（資料1）

##### b 標識取扱モニター

###### イ 標識の取扱い

標識取り扱いモニターは、県民局長の指示により、道路情報板を操作するものとし、掲示、撤去の都度、直ちに県民局長にその旨を連絡するものとする。

###### ロ 道路情報の通報

標識取り扱いモニターは、落石、崩土、路肩崩壊、なだれ、豪雨、冠水及び路面凍結等により道路交通に支障を及ぼす事態が発生又は予想されたときは、道路情報モニター、記録簿（様式第4号）に記載したうえ、速やかに県民局に通報するものとする。

#### (2) モニターの選任、報酬、任期、解任

モニターの選任、報酬、任期、解任については、別途定める。

### 4. 情報の収集

県民局の職員は、テレメーターや雨量観測モニターを活用し、気象情報の収集に努めるものとする。

### 5. 事前通行規制の実施

#### (1) 事前通行規制指定区間における事前通行規制

a 県民局の職員は、気象情報等の収集に基づき、規制基準に達した場合には、直ちに県民局長に報告しなければならない。

b 県民局長は、前号の報告に基づいて規制基準1の場合は通行注意、規制基準2の場合は全面通行禁止の指示を与えなければならない。

全面通行禁止の場合は、バリケードを置く又は土のうを積み上げる等により車両及び歩行者の進入を完全に禁止する。

c 県民局の職員は、県民局長の指示に基づき、直ちに標識取扱いモニターにその内容を伝達すると同時に、規制が完全に実施されるよう現場を管理するものとする。

d 県民局から指示を受けた標識取扱いモニターは、直ちに指示内容の標識を所定の場所に掲示しなければならない。

#### (2) 事前通行規制指定区間外における事前通行規制

県民局の職員は、規制区間外についてもパトロール活動、または標識モニター等からの通報等により異常を認めたときは、前項の規定を準用し、適切に規制を実施するものとする。

### 6. 災害時の通行規制の実施

県民局長は、道路の破損、決壊等災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため適切な規制を実施するものとする。

## **7. 通行規制の解除**

県民局長は、通行の危険が去ったと判断される時は、直ちにパトロールを行い、通行の安全を確認した後、規制の解除を行うものとし、解除と同時に標識の取り除きを指示するものとする。

なお、「通行の危険が去ったと判断される時」とは、降雨の場合、時間雨量が 2 時間連続で 0 mm となった状態を目安とする。

## **第6 報 告**

県民局長は、道路の通行規制を実施するときは、遅滞なく道路整備課長に報告（様式第 8 号）しなければならない。また、解除したときは速やかに報告すること。

ただし、災害発生時における報告は、「岡山県道路防災対策要綱第 3 章第 3-2-(4) の報告」（様式第 9 号）をもってかえるものとする。

## **第7 道路情報**

道路整備課長は、前記第 6 による報告並びに岡山国道事務所等からの報告をとりまとめの上関係機関へ情報を提供するものとする。

※道路交通規制情報連絡系統図は別添のとおり（資料 4）

- ・必要に応じて別添の一覧表（資料 2）に掲げる道路情報提供装置を利用するものとする。  
なお、休日・時間外等で在席者がいない場合は、道路整備課を通じて県警管制センターで操作を行う。
- ・平成 21 年 4 月 1 日から岡山市が政令市になったことにより、岡山市内の道路情報提供装置の管理は岡山市で行うこととなった。岡山市内の道路情報提供装置を表示させる時は、道路整備課から岡山市、岡山県警へ協議を行い、道路整備課で操作する。
- ・道路情報板の型式は、A 型、B 型、C 型、D 型の 4 種類とし、A 型は遠隔操作が自由に行えるもの、B 型は事務所からのみ操作ができるもの、C 型は表示内容が全て差込み式のもの、D 型は表示内容が一部差込み式又は表示を替えられないものとする。（資料 3）

## **附　　則**

1. この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する